

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成26年2月28日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
- 議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 3号 事業計画変更承認申請について
- 議第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第 6号 下限面積（別段面積）の設定について

報告事項

- 報第 1号 第1調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農政対策部会の結果報告について
- 報第 3号 農地法第18条第6項の解約通知について
- 報第 4号 基盤強化法の解約通知について
- 報第 5号 使用貸借の解約通知について
- 報第 6号 農地潰廃通報について
- 報第 7号 農地法第3条の3第1項の届出について

その他

出席委員 33名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 大 桃 伸 之 委員 | 3番 清 水 栄 委員 |
| 4番 村 井 善一郎 委員 | 5番 熊 倉 睦 委員 |
| 6番 捧 譽 委員 | 7番 阿 部 眞佐雄 委員 |
| 8番 刈 屋 一 夫 委員 | 9番 佐 藤 満 委員 |
| 10番 金 子 純 一 委員 | 11番 内 山 清 委員 |
| 12番 大 竹 一 雄 委員 | 13番 鶴 卷 俊 樹 委員 |
| 14番 村 山 佐喜雄 委員 | 15番 山ノ内 正 委員 |
| 16番 大 竹 正 信 委員 | 17番 廣 川 哲 也 委員 |
| 18番 田 邊 稔 委員 | 19番 五十嵐 俊 雄 委員 |
| 20番 坂 井 和 弘 委員 | 21番 阿 部 銀次郎 委員 |
| 22番 野 水 敏 秋 委員 | 23番 野 崎 文 夫 委員 |
| 24番 嘉 藤 太加雄 委員 | 25番 佐 藤 裕 雄 委員 |
| 26番 阿 部 新一郎 委員 | 27番 星 野 英 治 委員 |

28番 藤田吉則委員 29番 渡邊一英委員
30番 原正利委員 31番 小師勉委員
33番 山田佳典委員 34番 蒲澤正委員
35番 小林六一委員

欠席委員 2名

2番 鶴巻純一委員 32番 目黒伸一委員

職務のため出席した事務局職員

事務局長 大坂純司
事務局次長 斎藤公明
経営基盤係副参事 麦倉政勝
経営基盤係主任 鈴木和志

午前9時33分 開会及び開議

(午前9時30分 三條新聞社傍聴)

議長（野崎会長）

おはようございます。定刻の時間になりましたので、2月の総会に入りたいと思います。

それでは、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員35名、出席33名、欠席2名で総会は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。5番、熊倉睦委員、31番、小師勉委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画について』を議題といたします。

なお、3番、清水栄委員、9番、佐藤満委員、21番、阿部銀次郎委員、31番、小師勉委員は、農業委員会等に関する法律第24条1項の規定に基づき、議事参与の制限により本議案終了まで退席をお願いいたします。

(午前9時40分 3番清水 栄委員、9番佐藤 満委員、21番
阿部銀次郎委員、31番小師勉委員退席)

議長（野崎会長）

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、説明いたします。それでは、議第1号『農用地利用集積計画について』説明いたします。

26ページをごらん願います。今月の申請は、新規設定47件、27万6,098.6㎡、再設定91件、44万9,007.48㎡、利用権移転1件、1,804㎡、所有権移転5件、1万922㎡であります。合計では144件、73万7,832.08

m²であります。

それでは、戻りまして1ページの489番から順に説明いたします。

489番は、金子新田地内の農地2筆、2,988m²をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約100万円であります。

490番は、代官島地内の農地6筆、5,358m²をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約110万円であります。

491番は、渡前地内の農地1筆、1,510m²をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約70万円であります。

492番、493番は、中野原地内の農地1筆、426m²と中野原地内の農地1筆、640m²をあっせんにより譲り受け人、譲り渡し人が相互の交換により取得するものであります。

494番は、笹岡地内の農地1筆、697m²を新規により2年間利用権設定するものであります。

495番は、遅場地内の農地2筆、2,591m²を新規により2年間利用権設定するものであります。

496番は、遅場地内の農地2筆、4,125m²を新規により2年間利用権設定するものであります。

497番は、興野2丁目地内の農地2筆、1,710m²を新規により2年間利用権設定するものであります。

498番は、大宮新田ほか地内の農地5筆、6,266m²を新規により2年間利用権設定するものであります。

499番は、井栗ほか地内の農地12筆、8,428m²を新規により2年間利用権設定するものであります。

500番は、如法寺地内の農地3筆、8,853m²を新規により2年間利用権設定するものであります。

501番は、原地内の農地1筆、3,500m²を新規により2年間利用権設定するものであります。

502番は、荒沢地内の農地2筆、4,151m²を新規により2年間利用権設定するものであります。

503番は、荻堀地内の農地3筆、4,000m²を新規により2年間利用権設定するものであります。

504番は、飯田地内の農地7筆、1万2,310m²を新規により2年間利用権設定するものであります。

505番は、島川原地内の農地2筆、4,428m²を新規により3年間利用権設定するものであります。

506番は、上保内地内の農地1筆、651m²を新規により4年間利用権設定するものであります。

507番は、上保内地内の農地5筆、1,574m²を新規により4年間利用権設定す

るものであります。

508番は、新光ほか地内の農地7筆、6,597㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

509番は、鶴田1丁目ほか地内の農地11筆、1万2,809㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

510番は、中野原地内の農地3筆、5,773㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

511番は、笹巻地内の農地4筆、4,247㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

512番は、長沢地内の農地9筆、6,523㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

513番は、月岡ほか地内の農地12筆、4,561㎡を新規により8年間利用権設定するものであります。

514番は、猪子場新田地内の農地5筆、5,088㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

515番は、西潟ほか地内の農地5筆、4,767㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

516番は、大島地内の農地3筆、1,397㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

517番は、大島地内の農地2筆、481㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

518番は、大島地内の農地4筆、2,613㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

519番は、荻島地内の農地9筆、7,578㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

520番は、代官島ほか地内の農地6筆、5,272㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

521番は、原地内の農地15筆、3,013.07㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

522番は、貸付人、借受人の申し出により2月20日取り下げ申請が提出されたものであります。

523番は、広手地内の農地1筆、1,814㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

524番は、広手地内の農地1筆、1,897㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

525番は、鹿峠地内の農地5筆、6,650㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

526番は、鹿峠地内の農地5筆、6,908㎡を新規により9年間利用権設定する

ものであります。

527番-1は、上野原ほか地内の農地6筆、6,970㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

528番-1は、月岡ほか地内の農地19筆、7,190㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

529番-1は、麻布地内の農地14筆、6,976㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

530番-1は、月岡ほか地内の農地26筆、9,195㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

531番-1は、大島地内の農地12筆、9,560㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

532番-1は、大島ほか地内の農地10筆、9,288㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

533番-1は、大平地内の農地9筆、1万1,863㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

534番-1は、貸付人の申し出により2月20日取り下げ申請が提出されたものであります。

535番-1は、長沢地内の農地5筆、1,911.61㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

536番-1は、濁沢ほか地内の農地5筆、2万9,023.92㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

537番-1は、下保内地内の農地1筆、509㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

538番-1は、西中地内の農地9筆、1万498㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

539番-1は、上保内地内の農地2筆、2,003㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

540番-1は、岩淵ほか地内の農地2筆、9,947㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

541番-1は、下保内地内の農地10筆、8,626㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

次の542番から25ページの631番までの90件につきましては、再設定でございますので、説明を略させていただきます。

続きまして、25ページでございます。632番は、牛野尾地内の農地6筆、1,804㎡を2年間利用権移転するものであります。

633番は、籠場地内の農地8筆、1,266㎡を新規により約1年間利用権設定するものであります。

634番は、北潟地内の農地1筆、298㎡を再設定により2年間利用権設定するも

のであります。

635番は、原地内の農地1筆、202㎡を再設定により9年間利用権設定するものであります。

続きまして、27ページをごらん願います。27ページの527番-2から、31ページの541番-2までの枝番がついております14件、12万3,560.53㎡につきましては、農地利用集積円滑化事業での新規設定により、6年から10年の利用権設定するものであり、議案中の枝番1と枝番2は連動しておりますので、そのようにごらん願いたいと思います。

なお、27ページの529番-2、28ページの530番-2、それから31ページの541番-2については、契約年数が枝番1と一致しておりません。一致しないものにつきましては、借り受け人の申し出により6年ということになったものでございますので、よろしくお願いたします。

33ページをごらん願います。33ページの190番は、籠場地内の農地7筆、4,004㎡を1年間の利用権設定を新規設定することで昨年の12月の総会で承認をいただきましたところ、その後貸付人の死亡が判明いたしましたため、今回取り消しをするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果報告をお願いいたします。

第1調査部会長は、坂井代理の隣に着席願います。

14番、村山委員。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

おはようございます。それでは、第1調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第1調査部会では、2月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、12時に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画について』は、新規設定47件、再設定91件、利用権移転1件、所有権移転5件、合計件数144件、面積にして73万7,832.08㎡と新規設定の取り消し1件、面積で4,004㎡を書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

8番、刈屋委員。

8番（刈屋一夫委員）

確認なのですが、29ページ、533番—2の借り受け人の面積なのですが、この数字で間違いはないでしょうか。借り受け人の面積が多いと思うのですが。

事務局（大坂事務局長）

今のご指摘につきまして、ただいま調査して総会終了までにお答えしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

そういうことで次に進ませていただきますが、確認次第また追って回答いたしますので、よろしくお願いいたします。

ほかにご意見ございませんでしょうか。

ないようですので、議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

異議ないものと認めます。

退席された皆さんに着席をお願いいたします。

（午前9時59分 3番清水 栄委員、9番佐藤 満委員、21番

阿部銀次郎委員、31番小師勉委員着席）

議長（野崎会長）

退席された委員の皆さんに報告いたします。

議第1号『農用地利用集積計画について』は、部会長の調査報告のとおり全件許可相当といたしました。

以上です。

なお、ただいま調査中の質問がありますので、確認次第報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

事務局（大坂事務局長）

確認いたしました。私どもの入力ミスということでございました。申しわけありませんでした。刈屋委員のほうから質問がございました29ページ、533番—2、駒込の藤家さんの括弧書きである耕作面積は「250a」の間違いです。打ち込みミスでございましたので、まことに申しわけありませんが訂正をお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』説明いたします。

35ページをごらん願います。今月の申請は、8件の申請で、合計2万4,648.98㎡であります。

それでは、戻りまして34ページの85番から順に説明いたします。

85番は、栗林地内の農地2筆、1,998㎡を譲り受け人が相手方の要望により売買で取得するものであります。価格は、10a当たり約200万円であります。

86番は、金子新田地内の農地1筆、114㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約90万円であります。

87番は、如法寺地内の農地3筆、517㎡を譲り受け人が代替地取得のため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約220万円であります。

88番は、笹岡地内の農地1筆、1,072㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約70万円であります。

89番は、桜木町ほか地内の農地5筆、3,077㎡を譲り受け人が経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。なお、譲り受け人は新規就農時に農業経営の分離を行い、稲作部門を経営しております。

90番は、西本成寺1丁目地内の農地1筆、194㎡を譲り受け人が経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。なお、譲り受け人は新規就農時に農業経営の分離を行い、稲作部門を経営しております。

91番は、大島地内の農地22筆、9,471.38㎡を譲り受け人が新規就農するため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。なお、譲り受け人は、新規就農に当たり農業経営の分離を行い、果樹部門を営するものであります。

92番は、曲谷ほか地内の農地13筆、8,205.6㎡を譲り受け人が経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。

以上8件が今月申請分であります。

以上、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告をお願いいたします。

14番、村山委員。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの4件、

使用貸借によるもの4件、合計件数8件、面積で2万4,648.98㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』説明いたします。

37ページをごらん願います。今月の申請は、4件の申請で、合計816㎡であります。

それでは、戻りまして36ページの41番から順に説明いたします。

41番は、直江町3丁目地内の農地1筆、198㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万円であります。場所につきましては、旧斎場の北側200m付近で、都市計画用途地域の工業地域内であることから、第3種農地と判断されます。

42番は、中新地内の農地2筆、165㎡を売買により取得し、貸駐車場6台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万円あります。場所につきましては、県営西大崎住宅の南側100m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

43番は、曲渕3丁目地内の農地1筆、148㎡を売買により取得し、自家用駐車場兼貸駐車場5台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万円あります。場所につきましては、月岡小学校北東側300m付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内であることから、第3種農地と判断されます。

44番は、東三条2丁目地内の農地1筆、305㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万円あります。場所につきましては、三条公共職業安定所西側200m付近で、都市計画用途地域の工

業地域内であることから、第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告をお願いいたします。

14番、村山委員。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』は、件数にして4件、面積にして816㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』説明いたします。

38ページをごらん願います。今月の申請は、3件の申請で、計296㎡であります。

それでは、39番から順に説明をいたします。39番は、塚野目3丁目地内の農地1筆、99㎡を敷地拡張の用地として利用したいものです。場所につきましては、塚野目集会所の西側隣接地で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

40番は、大島地内の農地1筆、69㎡を住宅の増築用地として利用したいものです。場所につきましては、大島小学校の西側300m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

41番は、棚鱗地内の農地2筆、128㎡を既存住宅と一体利用して駐車場2台の用地として利用したいものです。場所につきましては、棚鱗集落内の下原地区で、住宅等

が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

14番、村山委員。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、件数にして3件、面積にして296㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』説明いたします。

今月の申請は、42ページをごらん願います。11件の申請で、合計2万480.39㎡であります。

それでは、戻りまして39ページの97番から順に説明いたします。

97番から100番までは、先ほど事業計画変更承認申請での農地法第5条の許可申請でありますので、説明を略させていただきます。

101番は、西裏館3丁目地内の農地1筆、814㎡を売買により取得し、宅地分譲5区画の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万円であります。場所につきましては、第三中学校北側150m付近で、都市計画用途地域の第

1種低層住居専用地域内であることから、第3種農地と判断されます。

102番は、石上2丁目地内の農地2筆、2,012㎡を売買により取得し、宅地分譲10区画と道路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万円です。場所につきましては、レディスクリニック石黒北側300m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内であることから、第3種農地と判断されます。

103番は、西裏館3丁目地内の農地2筆、1,967㎡を売買により取得し、宅地分譲10区画と道路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万円です。場所につきましては、第三中学校北側150m付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内であることから、第3種農地と判断されます。

104番は、塚野目地内の農地1筆、2,023㎡を売買により取得し、工場兼倉庫1棟、通路、駐車場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万円です。場所につきましては、三条金属工業団地の南側に隣接しております。第1種農地ですが、既存施設の拡張に当たることから、許可し得るものと判断いたしました。

105番は、須頃地内の農地1筆、264㎡を使用貸借権の設定により取得し、共同住宅1棟、物置1棟、駐車場などの用地として利用したいものです。場所につきましては、上須頃集落内で西照寺北側400m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

106番は、袋ほか地内の農地34筆、1万2,297.39㎡を賃借権の設定により取得し、特別高圧送電線鉄塔建替工事の工事作業用地、資材運搬路、資材置場などの用地として、許可の日から平成26年8月29日までの一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、県道長岡見附三条線の三ツ屋交差点東側付近から矢田地内の東部工業団地付近までの間です。工事内容は、送電線鉄塔の新設6基、撤去9基です。農振農用地ですが、他の土地での代替性がなく、許可し得るものと判断されます。

107番は、大野畑地内の農地1筆、287㎡を使用貸借権の設定により取得し、住宅1棟、駐車場2台の用地として利用したいものです。場所につきましては、済生会三条病院の西側に近接しております。都市計画用途地域の第1種住居地域内であることから、第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

14番、村山委員。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、件数にして11件、面積にして2万480.39㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いず

れも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

第1調査部会長は、自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『下限面積（別段面積）の設定について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第6号『下限面積（別段面積）の設定について』説明いたします。

農地法の改正により、下限面積について毎年農業委員会において審議決定することになっております。

議第6号参考資料にありますように、農地法第3条の許可は権利取得後において50aに達しない場合は許可ができないことになっております。しかしながら、農業委員会が農林水産省令で定める基準に沿って市の全域または一部について別段の面積を定めた場合は、50aを下回ることもできることになっております。設定については、農地法施行規則第17条で、別段面積を設定する場合は耕作面積が別段面積より少ない農家戸数が40%を下回らないことと基準が示されております。

そこで、参考資料の4ページをごらん願います。太線で囲ってある右側の部分であります。30aから50aと記載されている欄で網かけをしているマスがあるかと思えます。三条地区では経営面積が50a未満の農家が25%、栄地区では33%、下田地区では28%、三条市全体では28%となっております。したがって、三条市内においては72%、約7割を上回る方が50a以上の耕地で経営をされていることとなります。

遊休農地の割合も農地利用状況調査から0.13%となっており、担い手への利用集積においても42%となっております。

このようなことから、昨年も別段面積は設定せず、下限面積は農地法で定めるとおり50aとしてきたところであります。本年もご審議の上、ご決定をいただきたいと思います。

ておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方はご発言を願います。

22番、野水委員。

22番（野水敏秋委員）

22番、野水です。議第6号『下限面積（別段面積）の設定について』、ただ今事務局長から詳しく説明がありましたけれども、議第6号の下限面積の設定についてが上程されて、この件については農政対策部会への付託を受けておりませんが、19日、議題として審議しました。

三条市では、2010年農林業センサス結果から経営規模50a未満の農家が三条市全域で3割弱であり、7割を超える農家が50a以上の経営規模を持っておられること、現状では農地利用集積も進んでおり、担い手の経営面積は少しずつ拡大していること、さらに農地利用状況調査結果での荒廃農地の割合の全体に占める割合はわずかであり、農地の保有及び利用の状況、荒廃農地の状況、将来の見通しなどから見て、現段階での必要性はないと判断されましたことをお伝えします。

議長（野崎会長）

ほかにございませんでしょうか。

ないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま22番、野水委員の発言のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、下限面積（別段面積）の設定はしないことといたします。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号『農政対策部会の結果報告について』を部会長より報告願います。

農政対策部長は、坂井代理の隣に着席願います。

22番、野水委員。

農政対策部会長（22番野水敏秋委員）

皆さん、おはようございます。農政対策部会からご報告申し上げます。

農政対策部会は、1月の総会で付託を受けました平成26年度農作業賃金及び機械作業料金についてを審議するため、2月19日午後2時から厚生福祉会館第2集会室において部会を開催いたしました。閉会は4時15分。会議には、野崎会長からも出席いただき、審議に加わっていただきました。

平成26年度農作業賃金及び機械作業料金についてであります。お手元に配付してあります報告資料ナンバー1をごらん願います。検討要素として、近隣市町村の状況、農産物価格指数、他産業との賃金格差、消費者物価指数、地域間格差等の検討と現下の経済情勢や本年4月から消費税が3%上昇すること、戸別所得補償交付金が半額になることなどとともに、農作業を委託する農家のことも考慮する必要との意見も出されました。また、農作業賃金、機械作業料金を上げるべきとの意見もありましたが、大勢は据え置きでやむなしとの意見でありました。そして、農業経営が引き続き困難な状況にあることを判断し、農作業賃金、機械作業料金等の標準額は全て据え置きと決定しました。

次に、賃借料の情報提供についてであります。お手元に配付してあります報告資料ナンバー2をごらんください。この件につきましては、農地法の改正により法律で定めていた標準小作料制度が廃止され、それにかわるものとして農地法第52条では情報の提供等を行うこととされ、この情報提供で賃借料情報の提供を実施しております。資料の内容は、平成25年1月から12月までに個人と個人が金銭で締結されたデータをもとに、農地区分ごとに集計した結果であります。これにより賃貸借における賃借料水準として情報提供していくものであります。

続きまして、農地のクリーン作戦について審議いたしました。このことにつきましては、農地の番人としての農業委員会の見える活動として、食の安全、安心を推進することから取り組みを実施することで皆さんから賛同をいただきました。実施日は、4月4日金曜日、午後から3地区に分かれ、3時間程度行う予定にしています。報告資料ナンバー3で概要をお伝えし、詳細につきましては後日お知らせしたいと存じます。

以上が農政対策部会からの報告です。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がありましたらご発言いただきたいと思います。

9番、佐藤満委員。

9番（佐藤 満委員）

9番、佐藤満です。

農政対策部会に対しては、十分な審議をいただきましてまことにありがとうございました。これに基づき農作業委託等を進めていかなければならないわけですが、我々農業委員も今回の農政対策部会の審議決定に従い各農家に対して説明していかなければなりません。昨今の景気の低迷等を考えますと、農家を取り巻く環境も決してよいものでは

ないことから、農家の方々のご理解を得られるかどうかについてはなかなか難しい面もあるかと思えます。一般作業賃金が、全国労働賃金の水準を下回っているという現状は、農家が軽視されているものと私自身は思うわけですが、今回ご審議いただいた農作業賃金等はあくまで農業委員会で設定した標準額であるため、最終的には貸し手、借り手双方の話し合いにより決定されるものです。農家の方々が円滑に農業に従事できるように我々農業委員も丁寧な説明によりご理解を得られる努力を重ねていかなければならないと思えますし、広報紙「ひまわり」を通して今回の農政対策部会の審議の趣旨説明が農家の皆さんに十分に行き届くように事務局にはお願いしたい。各農家が円滑に仕事を進めることができるようになることを期待しておりますし、農政対策部会の役員の方々には十分な審議をしていただいたことに感謝いたします。ありがとうございました。

議長（野崎会長）

はい、わかりました。

ただいま佐藤満委員のほうから農作業賃金等について賛同が得られましたが、私のほうから、これはあくまでも標準価格でございます。一番上のほうで米印3つに分けて書いてありますが、農作業賃金等は最終的には貸し手、借り手双方で協議していただきたいと思えます。この標準価格に従わなければならないということではなくて、やはり条件がそれぞれ異なっているかと思えますので、その辺を双方で協議して価格を決めていただきたいというのがせつなる考えでございます。地域の農業委員の方にはもしそういう作業賃金の話が出たらそれを十分に説明していただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

あと消費税の問題ですが、先般1月の総会で廣川委員のほうから消費税の区分についての話でしたが、それもしなければならぬのではないかという意見も出ました。それをやると今度実際どうなるのかわかりませんので、現状は消費税内税という形の中でやっていったらどうか。3%は上がるのは間違いないのだから、現実この標準価格でいけば3%分は下がるという方向づけの中で理解していただければなと思っております。帳簿をつけるには大変難しいかと思えますが、その辺をやはりきちっと指導していただければなと思っているわけでございます。よろしく願いいたします。

ほかにご意見ございませんか。

ご発言がないようですので、農政対策部会の報告についてを終わります。

農政対策部会長は自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

農政対策部会長（22番野水敏秋委員）

どうもありがとうございました。

議長（野崎会長）

それでは、報第3号から報第7号まで続けて事務局より報告願います。

事務局（大坂事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら発言をいただきたいと思います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第2調査部会長、8番、刈屋一夫委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

来月は、第2調査部会の当番でございます。3月24日午後1時30分から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いいたします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

第2調査部会の案内でございますが、今ほどお知らせしましたように3月24日午後1時30分からということでございますので、関係委員の方はぜひ出席のほどお願いいたします。

なお、来月の総会は28日に予定しております。

なお、総会終了後職員の歓送迎会を予定しておりますので、あわせてよろしく願いいたします。

それでは、長時間にわたってご審議いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして2月の定例総会を終了させていただきます。

大変ご苦労さまでした。

午前10時36分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（ 5 番）

議事録署名委員（ 3 1 番）
